

平成23年東北地方太平洋沖地震に関する 義援金について

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された地域における皆様の、1日でも早い復興を願い、「平成23年東北地方太平洋沖地震義援金」の受付を、役場本庁舎1階ロビーで開始しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

松伏町長のコメント

「このたびの東北地方太平洋沖地震では、これまでにない大きな地震と津波による、未曾有の大災害が発生いたしました。ここに被災された多くの方々に対し、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願い、松伏町の皆様から心のこもったご支援をお願いいたします。」

税務課のお知らせ

問合せ／徴収担当 ☎ 991-1835

コンビニエンスストアでも 町税の納付ができるようになります

平成23年度から課税される町税が、これまでの取扱窓口（金融機関等）に加えて、指定期日内であれば曜日や時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアで納付することができます。

■コンビニエンスストアで納付できる町税／

町県民税（普通徴収）、固定資産税、
軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）

■お取扱いできるコンビニエンスストア （50音順）／

エーエム・ピーエム、エブリワン、M
MK 設置店、くらしハウス、ココストア、
コミュニティストア、サークルK、サ
ンクス、スーパー北海道、スリーエイト、
スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、
セーブオン、セブン-イレブン、タイ
イー、デイリーヤマザキ、ハセガワス
トア、ファミリーマート、ポプラ、ミ
ニストップ、ヤマザキデイリーストア、
ヤマザキスペシャルパートナーショッ
プ、ローソン

■その他／

（1）納付書の様式が変わります

コンビニエンスストアでの納付開始に伴い、納付書の様式が変更になります。これからは納付書が1枚ごとの単票形式に変わりますので紛失等にご注意ください。

（2）以下の納付書ではコンビニエンスストアでは納付できません。

- ・平成22年度以前に課税された町税の納付書。
- ・バーコードが印刷されていない納付書。
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの。
- ・指定期日が経過したもの。
- ・納付書が破損、汚損などで読取不可能なもの。
- ・納入金額等が訂正されているもの。

（3）金融機関等でも納付することができます

従来どおり取扱金融機関もしくは、役場会計室でも納付することができます。

住民の皆様へ

問合せ／教育委員会 ☎ 991-1864

松伏第二中学校屋外プール用 給水配管の是正工事について

平成23年2月21日（月）、越谷・松伏水道企業団から松伏第二中学校屋外プールにつながる給水管について、水道メーターの手前から分岐されているとの報告がありました。その後、町が確認した結果、報告のとおりであることが判明しました。

町としましては、原因を究明中ではありますが、町民の皆様及び関係者の皆様に、多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

なお、早急に是正工事を実施するとともに、越谷・松伏水道企業団と調整を図り、未払いとなっている水道料金等を含めた本事案の早期解決に努めてまいります。